

改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会開催要綱

1. 趣旨

第 183 回国会において可決・成立した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号）により、障害者に対する差別の禁止等に関する規定が新設された（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）。

障害者に対する差別の禁止等については、厚生労働大臣が差別の禁止に関する指針及び均等な機会の確保等に関する指針（合理的配慮の提供の指針）を定めることとされており、適正な制度運営を図るため、両指針は極めて重要な役割を果たすものである。

そこで、両指針に盛り込むことが必要な事項に関し検討を行うため、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 差別禁止に関する指針の在り方について
- (2) 合理的配慮の提供の指針の在り方について
- (3) その他

3. 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者の参集を求め、開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 座長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

4. 参集者

別紙のとおり。

5. 開催時期

平成 25 年 9 月～

(別紙)

改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会参集者

- 阿部 一彦 日本身体障害者団体連合会副会長
- 阿部 正浩 中央大学経済学部教授
- 市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
- 北野 誠一 NPO 法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
- 栗原 敏郎 株式会社大協製作所代表取締役社長
- 小出 隆司 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会副理事長
- 塩野 典子 富士通株式会社ダイバーシティ推進室長
兼 総務人事本部人事労政部シニアディレクター
- 杉山 豊治 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
- 武石恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授
- 田中 伸明 社会福祉法人日本盲人会連合
- 富永 晃一 上智大学法学部准教授
- 本郷 滋 株式会社アイネット代表取締役
- 山川 隆一 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(五十音順、敬称略)